

平成 21 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役社長兼 COO 森 下 将 典
(コード 3121 大証 2 部・福証)
問合せ先 経営管理部長兼社長室長 庄 佳 秀
(TEL 03-3502-4910)

第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、中国最大の金融グループの一つである CITIC グループの関連会社である CITIC International Assets Management Limited (以下「CIAM 社」)を割当先とする新株予約権(以下「本新株予約権」)を発行することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行の目的及び理由

(1) 資金調達目的

前期(平成 21 年 3 月期)における当社グループを取り巻く事業環境は、米国のサブプライムローンに端を発した、世界規模での深刻な金融危機や信用収縮により、不動産及び株式市況が下落するなど、大変厳しいものでありました。こうした環境のもとで、二期連続で営業損失を計上したことから、当社グループには、前期末時点において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象(以下「重要事象等」)が存在しておりました。

こうした状況を受け、当社グループは、企業価値を維持、向上させるべく、財務と事業の双方の抜本的なリストラクチャリングを経営の最重要課題に据え、キャッシュ・フローと収益構造の安定を実現するための施策を推進してまいりました。

この結果、平成 22 年 3 月期第 1 四半期(以下「当第 1 四半期」)においては、営業利益 263 百万円、経常利益 227 百万円、四半期純利益 246 百万円と黒字回復し、併せて財務体質についても一定の改善を見るに至り、上記の重要事象等は解消いたしました。

一方で、当第 1 四半期末現在で、当社グループの現預金残高 877 百万円に対して、有利子負債残高は 5,060 百万円となっており、今後、安定した財務運営を図るためには、更なる財務基盤の強化が必要であると認識しております。

また、当社は、本年 1 月に実施した第三者割当増資により、アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社(大証ヘラクレス)グループから離れ、中国の事業家により組成されたトータルネットワークホールディングスリミテッドが筆頭株主となったことを機に、経営方針及び経営体制を刷新し、本年 7 月に商号を「マーチャント・バンカーズ株式会社」に変更し、日本と中国を繋ぐマーチャント・バンキング事業をコア事業として事業展開を図る方針を新たに打ち出しております。こうしたなかで、今後の成長基盤確立のための事業資金を確保する必要性が生じております。

以上の状況を踏まえ、多種多様な方法の中から慎重に資本政策を検討してきた結果、このたび当社は、CIAM 社を割当先とする本新株予約権の発行による資金調達を決定いたしました。

本新株予約権は、当社がいつでも新株予約権を発行価額相当額で取得することができる権利や、当社の指定により行使停止期間を設けることができる条項を盛り込むなど、必要以上の新株予約権の行使により過度な希薄化が生じることを防ぐことが可能であり、既存株主への不利益を最小限に抑えることができる仕組みとしております。このため、本新株予約権は、市場の公平性や既存株主様への配慮を重視しつつ、当社の資金需要に応じた資金調達を可能とするものであります。なお、かかる内容についての詳細は後記「(2) 本新株予約権の特徴」「(3) 新株予約権による資金調達を行う理由」において記載しております。

当社は、本新株予約権が全て行使された場合の当社の差引手取概算額 446,695,842 円について、前述の当社の経営上の課題である財務基盤強化のための資金及び成長基盤確立のための資金に充当する

ことを予定しております。なお、具体的な資金用途につきましては、後記「2. 調達する資金の額及び用途 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載しております。

本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数は、現在の発行済株式総数の 4.88%、行使後の発行済株式数の 4.65%にあたり、行使に応じて相応の株式価値の希薄化が生じていくものでありますが、当社の置かれている状況を踏まえた調達資金の用途（具体的な用途につきましては上記の通り後述いたします）は、当社の持続的な成長のために重要であると考えております。また、後記「(2) 新株予約権の特徴」に記載の各種条件により、既存株主様の利益に相当の配慮をしておりますので、当社は、本新株予約権による本件資金調達は、当社株主価値向上に寄与する合理的な資本政策であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の割当先である CIAM 社は、その CEO の Kelvin Lo 氏及び Deputy-CEO の Eric Yip 氏を当社顧問として迎えているなど、これまでに相互の信頼関係を築いている先であり、さらに、本日付別途公表の当社「業務提携に関するお知らせ」においてお知らせの通り、このたび当社は CIAM 社との間で日中間の M&A 事業等を協働して進めていく旨の業務提携契約を締結いたしました。

今回の CIAM 社に対する本新株予約権の割当は、この業務提携を緊密に進めていく上においても重要な意味を持つものであり、今後当社は、CIAM 社との提携関係を通じて、日中間ビジネスを柱とした平成 21 年 5 月 20 日付公表の当社「新中期経営計画 “Next Horizon 2009-2011”」を着実に推進していくものであります。

(2) 本新株予約権の特徴

①新株予約権の概要

本新株予約権の概要は以下の通りとなります。

第 11 回新株予約権	
権利行使価額	40 円
発行価額の総額	18,695,842 円
発行価格	1 個あたり 1,699,622 円
新株予約権の数	11 個
新株予約権の目的である株式の数	11,000,000 株 (1 個あたり 1,000,000 株)
権利行使期間	発行価額の払込みがあった日の翌営業日 (注) から平成 22 年 12 月 2 日まで

(注) 本新株予約権の申込日及び割当日は平成 21 年 9 月 2 日、払込期日は平成 21 年 9 月 8 日となっております。本新株予約権の割当先は、上記申込日及び割当日において本新株予約権の割当を受け、上記払込期日までに発行価額を払込んだ後、かかる払込みが完了した日の翌営業日から、本新株予約権を行使することが可能となります。

②行使価額及び目的である株式の数の固定

本新株予約権の行使価額は、発行時から 40 円で固定されており、当社普通株式の流通市場における将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の目的である株式の数も、発行時から 11,000,000 株で固定されており、本新株予約権の行使または消却以外の要因によって本新株予約権にかかる潜在株式数が変動することはありません。

このように、本新株予約権は、行使価額及び目的である株式の数ともに固定されており、当社株主価値の希薄化に配慮した発行スキームとなっております。

ただし例外として、別添発行要項に記載の通り、株式分割、企業再編等の事由により、行使価額及び発行株式数が調整される場合があります。

③行使停止期間

本新株予約権は、当社が本新株予約権者に 10 営業日前までに書面で通知することにより、割当日から行使期間満了日の 1 ヶ月前の日までの間に、本新株予約権を行使することが出来ない期間（以下「行使停止期間」）を指定することができます。

この行使停止期間の指定は、未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能であり、行使停止期間の長さには制限はありません。

したがって、例えば、当社が他の資金調達手段を具体的に検討している期間に行使を停止させるなど、当社の資本政策の状況や資金ニーズ等を考慮して、柔軟に本新株予約権の行使に制限を設けることが可能です。

④取得条項 (Any Time Call)

当社は、将来的に資金調達ニーズが後退した場合や、より有効な他の資金調達方法が確保された場合などにおいて、2週間前までの事前通知により、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することが可能です。

⑤買取請求

本新株予約権者は、当社に本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で買い取るよう請求することができます。

(3) 新株予約権による資金調達を行う理由

当社グループは、財務基盤の一層の強化と今後の事業展開のために必要な資金の調達、及びこれと関連する資本・業務提携の可能性について、多種多様な方法を検討してまいりました。

本新株予約権の割当先である CIAM 社には、当社グループの事業戦略等を理解していただいた上で、既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受け、新株予約権の発行による資金調達という方法をご提案いただきました。

また、新株予約権による資金調達をすることにより、CIAM 社の当社株式価値向上へのインセンティブが期待でき、上記の業務提携によるシナジーが最大限に発揮されるものと考えております。

なお、新株予約権による資金調達を選択するに当たり、市場の公平性や既存株主様の利益に配慮し、権利行使価額の修正条項が付いたいわゆる MSCB や MS ワラントではなく、行使価額及び潜在株式数が固定されている新株予約権の発行することといたしました。

加えて、前記「(2) 本新株予約権の特徴」に記載の通り、当社株主価値に配慮した諸条件を設定したことから、本新株予約権による資金調達は、現時点における最良の資金調達方法であると判断いたしました。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算金)

	第 11 回新株予約権
新株予約権発行による調達額	18,695,842 円
新株予約権行使による調達額	440,000,000 円 (注) 1.
発行諸費用	12,000,000 円 (注) 2.
差引手取概算額	446,695,842 円 (注) 1.

(注) 1. 本新株予約権の一部又は全部について、権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が発行価額相当額で取得した場合、新株予約権行使による調達額及び差引手取概算額は減少いたします。

2. 発行諸費用には消費税等を含めておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社はこれまで、本邦のほか、中国、香港、台湾の未上場企業や上場企業に対し出資し、それらの企業の事業成長をサポートすることにより株式価値を向上させ、結果として株式売却により収益を享受する形でマーチャント・バンキング事業を展開してまいりました。

また、アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社 (大証ヘラクレス) グループの一員として国内外の企業投資並びに不動産投資及びアレンジメント事業を行ってまいりましたが、本年 1 月に実施した第三者割当増資により、中国の事業家により組成されたトータルネットワークホールディングスリミテッドが筆頭株主となったことを機に、今後は日中のマーチャント・バンキング事業に経営資源を集中させる方針です。具体的には、本件資金調達による差引手取概算額のうち 246 百万円を、

- ・本邦事業法人に対する、中国の有力なパートナーとの共同出資を行う資金
- ・事業提携先である CIAM 社との日本及び中国における共同出資を行う資金
- ・中国におけるホテルやスポーツ関連施設のオペレーション事業資金

といった日中間ビジネス関連の投資案件の中から、時機に応じた合理的な投資判断を行った上で、中長期的に当社戦略にかなう案件、高い収益性が見込まれる案件に向けて活用していくことを予定しております。

また、当社連結有利子負債残高が長期・短期合わせて 5,060 百万円 (平成 21 年 6 月末現在) となっており、本件資金調達による差引手取概算額のうち 200 百万円をかかえる有利子負債の返済に充当し、財務基盤の安定化及び金利負担の軽減を図ることを予定しております。

なお、本件資金調達は、新株予約権によるものであるため、行使の時期及び行使数の如何によって、資金調達の時期及び金額は変動することになります。このため、上記資金使途の内容、金額及び優先度等につきましては、調達時の状況に応じて当社が判断することとなります。

とりわけ、投資案件の採否にあたっては、多くの不確定要因があるため、収益性、リスク及び当社事業との親和性などを踏まえて、最終的に投資判断を行うものであります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

本新株予約権の行使が順調に進捗し当期（平成 22 年 3 月期）において全て行使されるとした場合、調達する資金の支出予定時期は、当期の下半期になるものと考えております。

なお、かかる支出予定時期は、本新株予約権の行使状況のほか、新規投資案件の進捗状況、投資回収の状況、金融機関等からの調達の状況等により変動することがあります。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、平成 21 年 5 月 20 日公表の当社「新中期経営計画“Next Horizon 2009-2011”」において、日中間ビジネスの展開に経営資源を集中した新しい経営戦略及び収益目標を策定しております。

この新中期経営計画を着実に推進し、当社が早期の業績回復及び持続的な成長基盤を確立するためには、新規の事業投資及び財務基盤の強化がともに必要不可欠であり、本件により調達した資金をこれらのために活用することは、合理的であると判断しております。

3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

決算期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
売上高（千円）	10,522,400	5,054,956	7,771,124
営業利益（千円）	2,121,737	△1,128,799	△11,628,607
経常利益（千円）	2,048,727	△1,515,174	△11,935,695
当期純利益（千円）	1,787,733	44,924	△10,007,748
1 株当たり当期純利益（円）	21.76	0.55	△89.44
1 株当たり配当金（円）	4.50	2.00	—
1 株当たり純資産額（円）	144.40	132.31	9.50

(2) 現時点における発行済株式総数及び潜在株式の状況（平成 21 年 8 月 17 日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	225,150,567 株	100.00%
現時点の潜在株式数	2,207,000 株	0.98%

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

第 11 回新株予約権

方法	第三者割当による新株予約権の発行
発行日	平成 21 年 9 月 2 日
調達資金の総額（注）1. 2.	458,695,842 円（差引手取概算額 446,695,842 円）
発行価額の総額	18,695,842 円
発行価格	1 個あたり 1,699,622 円
新株予約権の数	11 個
新株予約権の目的である株式の数	11,000,000 株（1 個あたり 1,000,000 株）
新株予約権の行使価額	40 円
行使期間	発行価額の払込みがあった日の翌営業日（注）3. から平成 22 年 12 月 2 日まで
新株予約権行使による資金調達額	440,000,000 円（注）2.
募集時点における発行済株式数	225,150,567 株
募集時における潜在株式数（注）4.	11,000,000 株
割当先	CITIC International Assets Management Limited

（注）1. 資金調達の総額は、発行価額の総額と新株予約権行使による資金調達額を合計して記載しております。

2. 本新株予約権の一部又は全部について、権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が発行価額相当額で取得した場合、新株予約権行使による調達額、資金調達の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

3. 本新株予約権の申込日及び割当日は平成 21 年 9 月 2 日、払込期日は平成 21 年 9 月 8 日となっております。本新株予約権の割当先は、上記申込日及び割当日において本新株予約権の割当を受け、上記払込期日までに発行価額を払込んだ後、かかる払込みが完了した日の翌営業日から、本新株予約権を行使することが可能となります。

4. 募集時における潜在株式数は、本新株予約権による潜在株式数を記載しております。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式発行

方法	第三者割当による新株式の発行
発行日	平成21年1月15日
調達資金の額	1,000,013,000円(差引手取概算額996,000,000円)
発行価額の総額	1,000,013,000円
発行価格	1株あたり7円
募集時点における発行済株式数	82,291,567株
当該募集による発行株式数	142,859,000株
募集後における発行済株式総数	225,150,567株
当初の資金使途 (支出予定時期)	事業資金及び転換社債型新株予約権付社債の償還資金 (平成21年3月期中)
現時点における充当状況	当初の支出予定時期において上記資金使途に全額を充当しております
割当先	トータルネットワークホールディングスリミテッド、 古川 令治(現当社取締役会長) 他2名

(5) 最近の株価の状況

①過去3年間の状況(期末)

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始値(円)	389	211	67
高値(円)	438	211	69
安値(円)	202	65	4
終値(円)	210	66	15

②最近6ヶ月の状況

	平成21年2月	平成21年3月	平成21年4月	平成21年5月	平成21年6月	平成21年7月
始値(円)	13	6	15	15	20	48
高値(円)	14	19	26	23	56	95
安値(円)	6	6	12	15	19	40
終値(円)	8	15	15	20	48	44

③発行決議日前日における株価(大阪証券取引所第2部)

	平成21年8月14日現在
始値(円)	48
高値(円)	49
安値(円)	47
終値(円)	48

4. 大株主及び持株比率

順位	募 集 前 (平成 21 年 3 月 31 日現在)	持株比 率 (%)	募 集 後 (本新株予約権が全て行使された場合)	持株比 率 (%)
1	トータルネットワークホールディング スリミテッド	31.72	トータルネットワークホールディング スリミテッド	30.24
2	古川 令治	25.37	古川 令治	24.19
3	株式会社エフ・アール・ホールディング (現アセット・マネジャーズ・ホールデ ィングス株式会社)	14.89	アセット・マネジャーズ・ホールディン グス株式会社 (注) 2.	7.34
4	若山 健彦	3.81	CITIC International Assets Management Limited (注) 3.	4.65
5	伊藤忠商事株式会社	3.59	若山 健彦	3.63
6	J CW株式会社	2.53	伊藤忠商事株式会社	3.43
7	モルガンスタンレーアンドカンパニー インターナショナルピーエルシー	2.42	J CW株式会社	2.42
8	小野田 寿光	0.5	モルガンスタンレーアンドカンパニー インターナショナルピーエルシー	2.31
9	大阪証券金融株式会社	0.47	小野田 寿光	0.47
10	BEV 2号投資事業組合	0.44	大阪証券金融株式会社	0.45

- (注) 1. 持株比率は発行済株式総数に占める割合を記載しております。また、小数点第 3 位以下を切捨てて表示しております。
(注) 2. 募集後のアセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社の持株比率は、同社が平成 21 年 7 月 24 日付で提出した大量保有報告書の変更報告書の内容をもとに算出しております。
(注) 3. 募集後の大株主及び持株比率は、平成 21 年 3 月 31 日現在の持株比率に、本新株予約権が全て行使された場合の CIAM 社の取得株式数を反映したものであります。

5. 業績への影響の見通し

現時点において、本件が当期の連結業績へ与える影響は軽微であると考えております。なお、本新株予約権の行使または取得等に伴い当期の連結業績に影響を与えることが見込まれる場合には、速やかに開示いたします。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格及び行使価額の算出根拠

本新株予約権の発行価額につきましては、専門の第三者機関に依頼し、本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 1,699,622 円に決定いたしました。

また、行使価額は、早期の資金調達が可能となるよう、直近の当社の株価の推移等を勘案して決定したものであり、本新株予約権の発行を決定する取締役会決議日の前営業日以前 3 ヶ月間の大阪証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均 39 円に 102.5%を乗じた額である 40 円としております。

なお、直近の終値でなく、3 ヶ月間の終値の平均値といたしました理由は、以下の通りです。

- ① 当社株式は、前記「3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 (5) 最近の株価の状況」に記載の通り、直近 6 ヶ月の高値が 95 円、安値が 6 円となるなど、価格の振れ幅が大きくボラティリティが高いため、特定の日の株価を算定の基礎とするより、一定期間の平均値としたほうが妥当であると考えられる。
- ② 過去 3 ヶ月間は、おおよそ平成 21 年 3 月期決算短信発表日 (平成 21 年 5 月 15 日) 以降の 3 ヶ月間に相当し、直近の本決算の内容を反映した株価となっている。
- ③ 本件は新株予約権方式によるものであり、実際には、直近の終値と行使価額の関係に応じて、発行価額 (いわゆるオプション料) の決定が行われるため、行使価額の水準の如何により有利発行の問題が発生することはない。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合の新株発行数（本新株予約権の目的である株式の数）は 11,000,000 株であり、現在の発行済株式総数の 4.88%、本新株予約権の全てが行使された後の発行済株式数の 4.65%に相当し、行使に伴い相応の株式価値の希薄化が生じるものであります。

しかしながら、本件資金調達により、当社は新規事業領域を開拓し新たなポートフォリオを構築するための事業資金を確保することができ、これが事業基盤の強化に繋がります。また、有利子負債を圧縮することができ、財務基盤の安定性向上に寄与します。加えて、前記「(2) 本新株予約権の特徴」に記載の各種条件により既存株主様の利益に相当の配慮もしておりますので、当社としましては、本新株予約権の発行による資金調達は、結果として既存株主様の価値向上、利益保護に繋がるものであると考えており、本件による希薄化の規模は、その目的に照らして合理的な水準であると判断しております。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要（平成 21 年 8 月 17 日現在）

名称	CITIC International Assets Management Limited (CIAM)	
所在地	Suite 1401-3, Bank of America Tower, 12 Harcourt Road Central, Hong Kong	
事業内容	投資業（直接投資、ファンド管理等）	
資本金	HK\$ 2.02 billion	
設立年月	平成 14 年 11 月	
代表者の役職・氏名	Chairman: CHANG Zhenming CEO: Kelvin LO	
従業員数	30 人	
主要取引先	CITIC グループ、中国・香港のプライベート・エクイティ・ファンド等	
大株主及び持株比率	CITIC International Financial Holdings Limited	40%
	Asset Managers Holdings Co., Ltd.	25%
	Ithmaar Bank B. S. C.	20%
	Mega Rider Offshore Ltd.	15%
当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	CEO の Kelvin LO 氏及び Deputy CEO の Eric Yip 氏は、平成 21 年 4 月 14 日より当社顧問を務めております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、本新株予約権による資金調達にあたり、当社の事業戦略を理解した上で、当社の経営方針を尊重し、事業発展をともに進める候補先を検討してまいりました。

この度、本新株予約権の割当先として選定した CIAM 社は、中国最大の金融グループの一つである CITIC グループに属する投資運用会社であります。CITIC グループは、中国政府（中国国務院）全額出資の国有企業であり、中国や香港の大手銀行、大手証券会社、保険会社等の金融事業を中心に、幅広い分野の事業会社を傘下に持つ中国最大手の総合金融グループとして、アジア・パシフィック地域において、政財界における強固なネットワークと確固たる地位を構築しております。CIAM 社は、この CITIC グループの金融持株会社 CITIC International Financial Holdings Limited（中国中信集团公司）の関連会社として、同地域における不動産、企業向け投資事業を積極的に展開しております。

当社は、CIAM 社の CEO である Kelvin Lo 氏、Deputy-CEO である Eric Yip 氏を当社顧問に迎えるなどして、これまでに相互の信頼関係を築いていることから、同社には、日中間ビジネスをコア事業と位置づける当社の事業戦略をご理解いただいたうえで、当社経営方針を尊重し、事業発展をともに進めるパートナーとなつていただけるものと考えております。

さらに、本日付別途開示の当社「業務提携に関するお知らせ」において発表の通り、このたび当社は同社との間で業務提携契約を締結いたしました。今回の同社に対する本新株予約権の割当は、この業務提携を緊密に進めていく上で重要な意味を持つと考えております。

また、当社は、同社について、CITIC グループの関連会社として安定した取引基盤と財務基盤があることを確認しており、本新株予約権の割当及び行使にあたり、十分な資力を有するものと考えております。

こうしたことから、当社は、同社を本新株予約権の割当先として選定したものであります。

なお、現時点において、当社は同社との間に、上記の業務提携を除き、重要な契約はありません。

(3) 割当先の保有方針

割当先である CIAM 社とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、CIAM 社は本新株予約権の行使により取得する当社株式（全て行使された場合 11,000,000 株）の一部を長期保有する意向であると同っており、本件と併せて行う業務提携を通じて、今後の当社の持続的な成長のために幅広いご協力をいただけるものと理解しております。

(4) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

8. 反社会的勢力排除の方針等

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対して、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、そのための社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用することを基本方針しております。

万一反社会的勢力による不当要求等の問題が生じた場合は、代表取締役社長の指揮のもと、所管部門である経営管理部が事務局となり、顧問弁護士等の専門家と連携のうえ、適切な対応を行うことといたします。

(2) 割当予定先が反社会的勢力ではないことについて

当社グループは、本新株予約権の割当にあたり、CIAM 社から、同社は反社会的勢力と関係がない旨の表明を受ける予定です。また、現地の情勢に詳しいフィナンシャル・アドバイザーズ一会社に調査を依頼し、同社が反社会的勢力とは関係がない旨の報告を受けております。

以 上

(発行要項)

マーチャント・バンカーズ株式会社 第11回新株予約権 (第三者割当)
発 行 要 項

1. 新株予約権の名称
マーチャント・バンカーズ株式会社 第11回新株予約権 (第三者割当) (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 18,695,842 円 (本新株予約権 1 個あたり 1,699,622 円)
3. 申 込 期 日
平成 21 年 9 月 2 日
4. 割 当 日
平成 21 年 9 月 2 日
5. 払 込 期 日
平成 21 年 9 月 8 日
6. 募 集 の 方 法
第三者割当の方法により、全ての新株予約権を CITIC International Assets Management Limited に割当てて。
7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権 1 個の行使により、当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分 (以下、当社普通株式の発行又は処分を総称して「交付」という。) する数は、第 9 項第 (1) 号の出資額を第 9 項第 (2) 号の行使価額 (ただし、第 10 項によって調整された場合は調整後の行使価額。) で除して得られる最大整数 (以下「交付株式数」という。) とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときにはこれを切上げ、現金による調整は行わない。
本新株予約権の目的である株式の総数は、交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として 11,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 1,000,000 株) とする。
8. 本新株予約権の総数 11 個
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、440,000,000 円とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、40 円 (発行決議日の前日以前 3 ヶ月間の終値単純平均に 1.025 を乗じた額。) とする。ただし、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第 (2) 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次の定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
 - ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満に端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数点第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
権利行使開始日から平成22年12月2日までとする。ただし、
- (1) 権利行使開始日とは、当社が、その指定した銀行口座に本新株予約権者からの払込金の入金を確認した日の翌営業日をいう（当社が銀行口座への入金を確認しない限り、割当日以降においても、本新株予約権者は本新株予約権を行使することは出来ない。）；また
 - (2) 第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由
当社は、権利行使開始日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
14. 本新株予約権の取得請求
本新株予約権者は、権利行使開始日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第21項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。
15. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使制限

- (1) 当社は本新株予約権者に対し、10 営業日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」という。）を指定することができる。ただし、行使停止期間として指定可能な期間は平成 22 年 11 月 2 日までとする。(2) 前号にかかわらず、当社が第 13 項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。（なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。）

19. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使請求期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第 21 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

20. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式に係る株券を発行しない。

21. 行使請求受付場所

マーチャント・バンカーズ株式会社 経営管理部

22. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 本店営業部

23. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額について、本新株予約権及び買受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 1,699,622 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

※ 実際の発行要項は英語で記載されており、上記はその日本語訳です。